

令和5年度第3回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和5年8月10日（木）

午前10時00分～午前10時35分

京都七条公共職業安定所 3階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和5年度 第3回 京都地方最低賃金審議会

令和5年8月10日(木) 午前10時00分～午前10時35分

京都七条公共職業安定所 3階会議室

労側委員、 使側委員、○公益委員、事務局

(開始)

清水賃金室長

これから第3回京都地方最低賃金審議会を開催しますが、開会前に事務局から傍聴者の出席状況、報道機関の取材について報告させていただきます。

会議は公開としておりますが、本日の傍聴者の出席は8名となっております。また報道機関の方が3社、取材に来ておられます。

なお感染症防止対策のため、パネルの設置など不快な点があるかもしれませんがご容赦願います。以上です。

では会長、開会をお願いします。

岩永会長

おはようございます。ただいまから第3回京都地方最低賃金審議会を開催します。

本日の出席状況の報告をお願いいたします。

清水賃金室長

はい、本日の出席状況についてご報告します。

公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計14名の出席により、本審議会は有効に成立していることを報告します。

岩永会長

本審議会が成立していることを確認しました。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を決めたいと思います。労使各側、どなたかお願いできますでしょうか。

労働者側は松山委員をお願いいたします。

使用者側は石垣委員をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、京都府最低賃金の改正です。専門部会において精力的に審議され、結論が出たようですので、そのご報告をいただき、本審として審議を行いたいと思います。

それでは三山部会長、報告をお願いいたします。

三山部会長

それでは、事務局から部会長報告の配布をお願いいたします。

(報告書配布)

三山部会長

配布が終了しましたようなので、京都府最低賃金専門部会の審議状況、審議経過及び結果についてご報告します。

まずは審議経過についてです。本年度は合計8回開催しました。1回目の専門部会は7月27日、2回目は8月1日、3回目は8月2日、4回目は8月3日、5回目は8月4日、6回目は8月7日、7回目は8月8日、8回目は8月9日でした。

第1回専門部会において、まず部会長、部会長代理の選任に続き、事務局提出資料の説明がありました。その後、審議に入りました。労使双方から、経済状況は回復してはいるものの、労使が置かれている厳しい状況についての説明がありました。そして、しっかり審議したいという共通認識が示されました。

2回目の専門部会では、事務局から、地域別最低賃金改正の目安について説明がありました。

その後、労働者側からは、京都の春闘の賃上げ率を踏まえて審議に当たりたいといった意見が出されました。

使用者側からは、目安額は受け入れがたい。目安額に至った理論構成ができていない。中小企業等の支払い能力を考慮しないといけないと記載されているだけで、具体的にどの程度考慮されているのか、目安額が40円となったのかの根拠が明らかになっていない。目安は京都という地方の実情を見据えているのか疑問であるといった意見が出されました。

第3回の専門部会では、事務局から価格転嫁における中小企業、B to C型の事業への支援施策、業務改善助成金の令和5年度の交付実績などについて説明がありました。

その後、労働者側からは、春闘とセーフティーネットは同じではないことは理解しているが、春闘の賃上げ率は労使が話し合って達成したものであり、未組織

労働者へも反映させたいと考えている。生計費の面から見て考えていきたいといった意見が出されました。

使用者側からは、好循環の中で物価が上がっているのではない。物価の大幅な上昇に対し、既に耐えられない会社が出ている。最低賃金の大幅アップを求めたのであれば、支援策等の対策が必要と考えるが、対策が実施されていない。春闘の引上げ率は平均であり、最低額を決める最低賃金とは考え方が違うといった意見が出ました。

第4回専門部会では、事務局から業務改善助成金の取扱いについて説明がありました。

その後、労働者側からは、母子家庭の年収等を考慮すると、子どもの貧困の状況は否定できない。企業の支払い能力は考慮しないといけないと思うが、生活者が消費しなければ経済は活性化しないといった意見が出されました。

使用者側からは、最低賃金の上げ幅が大きい、耐えられない。倒産件数は増えており、京都の現状を見てほしい。とうてい目安額は受け入れられない。生計費だけではなく三要素を考えてほしいといった意見が出されました。

第5回の専門部会では、労使双方から、具体的な金額が提示された上で審議が進められましたが、労使間で合意には至りませんでした。

第6回の専門部会では、労使双方から、具体的な金額が提示された上で審議が進められましたが、やはり労使間で合意には至りませんでした。

第7回の専門部会では、労使双方から、具体的な金額が提示された上で審議が進められましたが、やはり労使間で合意には至りませんでした。また公益委員が立ち会わない労使間での意見交換が行われました。

この意見交換を踏まえた全体審議でさらに審議を重ねましたが、労使間で合意に至らず、公益案を提示しました。公益案は引上げ額40円、金額1,008円でした。

この公益案について採決が行われた結果、公益代表委員及び労働者代表委員は全員賛成、使用者側委員は全員反対となり、賛成5名、反対3名により多数決で決定されました。

第8回の専門部会では、付帯決議について公労使で検討して京都府最低賃金の改正決定に関する報告書を作成しました。

以上が審議の経過及び結果です。

報告文については、事務局から読み上げをお願いいたします。

清水賃金室長

読み上げます。

京都府最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年7月27日、京都府最低賃金審議会において付託された令和5年度京都府最低賃金の改正決定について審議を重ねたところ、労使の意見は一致しなかったため、公益代表委員から提示された別紙の結論に達したので報告する。

昨年度、京都府地方最低賃金審議会としては、今後の同審議会の適正な議論のため、国は具体的な支援策を目安額とセットで提示すべきであることを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として求めた。

しかしながら、京都府最低賃金改正審議の前提となるこれらのことについては、今回の中央最低審議会から目安を示されるに当たり、いずれも政府への要望にとどまり、具体的な支援策が目安額とセットで提示されることはなかった。

また、現行、示されている支援施策である業務改善助成金については、中小企業・小規模事業者に対する助成制度としては極めて不十分であり、代替案も含め、原材料等の高騰にも対応したものとするなど、現場の声を反映した真に使いやすい制度となるよう国の責任において、抜本的な改善を喫緊に図るべきである。

中小企業支援施策については、運用面等、各地域の自主性に任せるのではなく、その財源の確保も含め、国をあげて検討、実行する必要があることは言うまでもなく、また各地方から寄せられるこのような提言に対し、実施の可否やその時期等について、適切なフィードバックを行うことを求める。

今年度は、次の2点を国に求める。

1点目として、労働者の生計費の考察における所得税法及び社会保険の扶養要件のいわゆる年収の壁の問題である。具体的には、最低賃金額の改正に伴い、年収の壁以内となるよう総労働時間を制限する労働者も認められ、結局のところ、労働者の生計費の向上に制限がかかるとともに、人材不足の助長につながるおそれがある。

そのため、年収の壁問題の本質的な改正を求める。

2点目として、通常の事業の賃金支払能力の考察における地域経済全体で評価を行う際の中小企業・小規模事業者の支払能力の問題である。

3年以上に亘るコロナ禍を耐え、感染症の区分が5類に移行し、経済活動が新しいステージに向かう中で、中小企業・小規模事業者が度重なる困難に耐え、地域経済の中核として多くの雇用を支えてきたことはまぎれもない事実であり、中小企業・小規模事業者が将来を見据えて、安心して生産活動を行うことができる環境整備は地域経済にとって不可欠である。

とりわけ、最低賃金近傍で雇用されている労働者の大きな受け皿が中小企業・小規模事業者であること、特に京都府の産業構造上、他の都道府県よりも突出して、非正規労働者等が地域経済の中核として多くの生産財やサービスを支えていること、この点については強く留意する必要がある。

京都府の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安に従い、この10年間では時給が759円から968円に、27.5パーセントのアップとなっている。最賃近傍で生計を維持するには年収ベースにすれば、依然として厳しい状況である。一方で、その大きな受け皿となる中小企業・小規模事業者にとっては、この10年の最低賃金の伸び率は決して低い数字ではない。

最低賃金はその近傍で働く労働者の生活水準の改善に繋がること、一方で使用者側にとっては、最低賃金は罰則を伴う強行法規であり、下回れば市場からの退場につながる大変重たいものである。

それゆえ、中小企業・小規模事業者の支払い能力を補完するため、国に対し、具体的な支援施策を求める。

最低賃金の額面もここ数年、厳しい経済状況の中であるが、公労使でできるだけ早期の到達を目指してきた額面（全国加重平均1,000円）を超える新たなステージに入った。

これからは、中央最低賃金審議会の目安は参酌しながらも、より地域の経済・雇用の実態を十分見極めつつ、労使双方が納得感のある最低賃金の決定に向け、地方最低賃金審議会の自主性を発揮していく必要があると考える。

なお、使用者代表委員からは、中央最低賃金審議会では、数年来、特に労働者の生計費を重視した目安額が示され、中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力を超えており、企業の存続自体が危ぶまれるとの意見がある。

最後に、最低賃金近傍で働く労働者の大きな受け皿となっている中小企業・小規模事業者に対し、その賃金支払い能力を補完する具体的な支援策を国は目安額とセットで提示すべきである。このことを公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の総意として、昨年度に続き、再度強く求める。

以上の意見があったことを付言する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

別紙、京都府最低賃金。

- 1 適用する地域 京都府の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,008円
- 5 この最低賃金において賃金に参入していないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

(部会長から会長へ、報告文を手交)

岩永会長

専門部会の委員の皆様におかれましては、連日暑さの続く中、熱心かつ真摯なご議論をいただき、報告書を取りまとめていただき、どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

各側委員

(意見等なし。)

岩永会長

ないようでございますので、それでは専門部会報告を審議会の答申としてまとめたいと思います。専門部会では全会一致に至らず採決となりましたが、本審においても採決を取るということでよろしいでしょうか。

各側委員

(異議なし。)

岩永会長

それでは、先ほどの専門部会長報告をもって審議会の答申内容とすることについて採決を取ります。

賛成の方、挙手をお願いいたします。

はい、反対の方、挙手をお願いします。

採決の結果、賛成 9 名、反対 4 名でしたので、専門部会報告の内容をもって局長宛に答申するというところで結審いたします。

答申文の案を作成、配布いたしますので、しばらくお待ちください。

(答申文作成)

(答申文配布)

岩永会長

お待たせいたしました。それでは事務局から答申文案の説明をお願いいたします。

清水賃金室長

専門部会報告の「当専門部会は」という箇所を「当審議会は」に変更し、会長名で局長に答申をするというかたちには変わっておりますが、内容は先ほど読み上げました専門部会報告と同一ですので、読み上げは省略させていただきます。以上です。

岩永会長

それでは、ただいまの内容をもって局長への答申文にいたします。
正式の答申文をいただけますでしょうか。

(会長から局長へ答申文を手交)

清水賃金室長

それでは労働局長から、ひと言ごあいさつお願いします。

赤松京都労働局長

委員の皆様方におかれましては、日ごろより京都労働局の行政運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜っており、心から感謝申し上げます。

去る7月4日、令和5年度京都府最低賃金改正決定の諮問によりご審議を始めていただき、専門部会で8回にわたるご審議を経て、本日答申をいただきました。

ご承知のとおり、京都府における非正規雇用率は40パーセントを超えております。最低賃金の引上げは、こうした方々への裨益が大きい一方で、雇用する中小・零細企業にとって負担が大きいことも承知しています。

異例の物価高が続いている中で、実質賃金が15か月連続で対前年比マイナスが続いております。またGDPの約6割を占める個人消費も3か月連続で4パーセントを超えるマイナスとなっており、企業も原材料価格が高騰する中、価格転嫁もなかなか進まないなど、それぞれが大変厳しい状況におかれていると考えております。

こうした中で、委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場で真摯に議論を積み重ねていただきましたことに心からお礼を申しあげる次第です。

答申には最低賃金を40円引上げ、1時間1,008円とすることの他に、二点ご指摘をいただいております。一つは年収の壁問題についてです。これについて本質的な改正を求めること。もう一つは中小企業事業者の賃金支払い能力を補完する具体的な支援策を目安額とセットで提示することです。

こうした点につきまして、誠実に対応させていただきますとともに、令和5年度京都府最低賃金の早期発効に向けて適切に取り組んでまいります。

本日は誠にありがとうございました。

岩永会長

それでは公示、発効など、今後の手続きと日程等について事務局から説明をお願いいたします。

清水賃金室長

説明いたします。ただいま京都府最低賃金について答申をいただきましたので、本日中に答申内容を公示し、あわせて答申に対する異議の申し出の公示を行うこととしております。

異議の申し出につきましては、期限を最低賃金法第 12 条に基づき 8 月 25 日とします。

異議の申し出があった場合は、第 4 回審議会を 8 月 28 日午前 9 時 30 分から京都労働局 6 階大会議室で開催いたします。なお、異議審は公開となります。以上です。

岩永会長

ただいまの事務局の説明についてご質問はございませんでしょうか。

各側委員

(意見等なし。)

岩永会長

それでは続いて、本審での結審が済み、局長への答申が済んだところですが、労使双方から総括的なご発言はありますでしょうか。

それでは松山委員お願いいたします。

松山委員

取りまとめに際して、労働側を代表して発言させていただきます。

本年につきましても、労働者側としましては最低賃金法の第 1 条に基づいた審議ができるよう、三者構成の重みを踏まえた審議に努めてまいりました。また物価上昇に賃金が追いついていない状況下にある中、実質賃金の引上げを意識した主張をさせていただきました。さらに本年における課題を中心に、三要素を踏まえながら議論を重ねていくことができたと思っております。

たび重ねる審議において労使の隔たりを調整いただいた公益としての考えを取りまとめさせていただきましたことに深く感謝しております。

使用者側におかれましても、真摯に議論を尽くしていただきましたことに敬意を表したいと思います。

また日程調整などや資料のご準備をいただきました事務局の皆様にも感謝を申し上げます。

ありがとうございました。以上です。

岩永会長

使用者側のほうはございませんでしょうか。石垣委員お願いいたします。

石垣委員

今年度も回数的に言えば8回ということで、非常に期間的にも、内容的にもいろいろな意見が交わされてきたことと、結論としてはこういう結果になったので、それはそれなのですけれども。先ほど労側からもありましたけど、もう一つ、その中にあるけれども、お互いの意見がきちっと伝わっているのかなという、議事進行の運営について非常に疑義を感じるとともに、不信を持っているというのが実態でございます。

8回ありましたけれども、途中2回は言いつ放しで、相手からの情報が何も入ってこない。どういうお考えを持っておられるのか、まったく聞かされていない。それが2回です。

始めるにあたって、「どうぞ」と言われても、何を始めていいのかわからない。少しそういう意味での不信とか疑義を感じるような、今年度の審議だったかなというふうに思います。

内容的に、あるいは途中も、いろいろな意見を出している中で、新聞報道をはじめ、倒産件数、先ほど倒産件数の話もありましたけど、倒産件数についても京都で1,000万円以上の負債のあるところですけども、過去最大というようなことの記事も出ているのにもかかわらず、そこもあまり触れられていない。

あと、同じ審議をしている中に、これも新聞報道ですけども、ゼロゼロ融資の返済のこともあったり、さまざまなことにおいて、まだ京都の経済というのは非常に厳しいということが出ているのにもかかわらず、あまりそのことには触れてもらっていない。主張しましたけれども、そういうようなことがあります。

先ほどの部会長の報告がありましたけれども、7回目のときに合意に至らなかったもので、そのあと意見交換ということでしたけれども、これは言っているのかどうかわかりませんが、議事が始まる前にいろいろと意見調整をしたいというようなことで話しかけられたときに、頭ごなしに突っ返されてきたんですね。回答的にね。公益としてはこうなんだと。

それに対して、労側ともう少し議論を進めさせてほしいというようなことを

話しましたが、いや、もう公益としてはこれだというような意見が出てきました。

加えて、労側と話されるのであれば、労側ともう一度話をじゃあしてください、みたいなかたちで言われて、労側と公益を抜いての話ということになりましたけれども。で、労側と話をして、そのときにも、労側にもう少し議論を進めるにあたって、どこか歩み寄れるようなところがないのかなあというような意見も言いましたが、一刀両断、なに、言っている意味がわからんと、こういうようなかたちです。

だから、ほんとうにそういうことの流れに対して、今年度は非常に不信を感じるような審議であったというふうに思います。

もしかすると、そのときには「意味がわからん」と切られたのですけれども、状況を見て、我々はそのときも言いましたけど、歩み寄っていくというのは、金額の隔たりが非常に大きいので、心を改めて、もう一度いろんなところを大所高所から見据えた上で金額を近づけていこうかなという腹持ちで来たのに、頭ごなしに抑えられたんですよ。

周りの状況を見て、もしかすると41円があったかもしれないと思うんですよ。いろんなところを見てたらね。それで労側が主張されるいろんなかたちで京都の強い力をしっかりと発揮しようと、活力を発揮しようということに同調できたかもしれないということです。

そんなことも含めて、やむなしかなあ、近隣、あるいは他府県を見たときに、目安どおり、あるいは目安プラス1円もあるのかなあと思いながら挑んだのですけれども、そこは頭から伏されてしまった。

というようなことで、もう少し、やっぱりそこを、真摯に話し合いを進めてもらいたかったと思います。公益の先生方にもそのあたりはしっかりと理解をしてもらっているのですけれどもね。これだけの大きな引上げという中において、もう少し、双方のやはり意見ということを適切に伝えてもらっているのかどうか。労側からの意見も聞かせてもらいましたけれども、何かものの伝え方がいいのか、悪いのかわかりませんが、すごく感情的に、反抗的に対応せざるを得ないような伝わり方をしているのです。まことにそのような言い方をされているのかどうかわかりませんがね。

ということで、非常に、今年度はそういう意味では審議としてどうだったのかなあというふうには思います。

ただまあ結論的に、もう出てしまっているのです、それをどうこうするつもりはありませんが、次年度以降、そういったところも踏まえて、よりお互いの、労と使の意見、考えということをよりもう少し、内容を細やかに詰め寄って進めていけたらいいなというふうに思います。

そういうふうな意味で、今年度いろいろとご苦勞をかけたところもあろうか

と思いますが、引き続き、またこれからも京都の経済、あるいは生活者に向けて、そして企業の発展、そういうようなことも含めた取り組みを一緒になって頑張っていきたいというふうに思います。以上です。

岩永会長

どうもありがとうございました。

今、労使双方から総括的なご発言をいただきましたけれども、それ以外に何か発言したい方はおられますでしょうか。

小山委員

公の先生、労の先生、暑い中ありがとうございました。事務局もほんとうにいろいろと資料を出していただきまして、ありがとうございます。

今、使用者側委員から、かなり厳しい意見がありましたけれども、まあ意見は意見として受け止めていただけたらいいのですけれども。少なくとも私たちは、皆さんと一緒に、この京都の最低賃金について真摯に議論をしたいと思っていますし、してきたつもりでございます。

ただ1点お願いがあるのは、今、最低賃金は目安額どおり40円引上げというかたちで4.1パーセント、初めて4パーセントに乗りました。正直申しあげて、40円上がったから最賃近傍の方々の生活が楽になるかといったら、そうは思っていない。まだまだ厳しい状況、それはもうそのとおりだというふうに理解をしています。そのみで生活をされている方からすると、40円、時給が上がったとしても、なかなか、欲しいものも買えないだろうし、生活が豊かになるかといえばそうではない。それは十分、私たちも承知をしております。

一方で、その最賃近傍の方々の雇用の大部分を支えているのは、やっぱり中小零細であるのは事実です。先ほど局長のほうから、京都府の産業構造で非正規の方が多いというお話がありましたけれども、ほんとうに、非正規で働いていた方が京都府は突出して多い。それはまさしく事実であります。

ということは、そういう最賃の近傍で働いている方々が、他府県よりもおそらく多いであろうということと、それを支えている中小零細企業が、ほんとうに今までこのコロナ禍を受けて、必死で頑張ってきて、支えてきて、大きな受け皿として企業存続をしている、そういう努力をしているのもそのとおりでございます。

ですので、意見書の中で、付帯意見の中でお出しをさせていただきましたけれども、ぜひとも局長には、私たちは国に直接ものを申せませんので、局長にはぜひともそういう京都の実情、中小企業の支払い能力の困難にある、そういう状況に対して、直接的な支援をセットでぜひとも、これからも最賃は続いていきます

ので、私たちが信じて議論できる土壌をぜひともつくっていただけるように、国に対してはご要望をお願いしたい。そのように考えております。以上でございます。

岩永会長

そのほか、ご発言されたい方はおられますでしょうか。

ないようですので、本日の審議会はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

(終了)

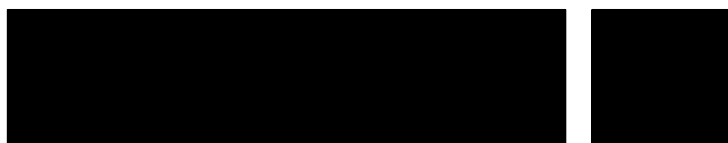
上記のとおり相違ないことを認める。

京都地方最低賃金審議会

会 長



労働者代表委員



使用者代表委員

